

狂犬病予防注射 10月27日(日)に巡回

市民課 生活衛生係 ☎ 22-3135

狂 犬病予防注射の巡回を次の日程で行います。
今年度、注射を受けていない生後 91 日以上
の犬は必ず受けてください。また、未登録の犬は注
射会場で登録できますので、この機会をご利用く
ださい。

○今年度すでに接種している場合は、今回の注射
対象になりません。

○犬の死亡、譲渡等により登録犬を飼育しなく
なった場合は、市民課までご連絡ください。

●巡回日程

	日時	場所
10月 27日(日)	9:00 ~ 9:10	波野支所駐車場
	9:20 ~ 9:30	すずらん公園休憩所
	9:50 ~ 10:05	坂梨公民館
	10:15 ~ 10:25	就業改善センター駐車場
	10:40 ~ 10:50	古城公民館
	11:00 ~ 11:10	中通公民館
	11:20 ~ 11:30	小野田農村公園
	11:40 ~ 11:50	山田公民館
	12:45 ~ 13:00	内牧支所駐車場
	13:10 ~ 13:20	狩尾2区公民館
	13:30 ~ 13:40	未来館駐車場
	13:55 ~ 14:05	旧乙姫小学校正門前
	14:20 ~ 14:35	眼科古嶋医院東側駐車場
	14:45 ~ 14:55	西町農村公園
	15:05 ~ 15:15	役犬原コミュニティセンター駐車場
15:25 ~ 15:35	市役所駐車場	

●料金

	一頭あたり
①登録料	3,000円
②注射代	2,600円
③注射済票代	500円

【未登録の犬の注射】

①登録料+②注射代+③済票代= 6,100円

【登録済の犬の注射】

②注射代+③済票代= 3,100円



- ①最寄りの巡回場所以外でも予防注射を受ける事ができます。
- ②本年度の注射巡回は今回で最後です。
- ③巡回日に注射できない場合は、動物病院や獣医師に直接依頼し
必ず注射を受けてください。
(診察代等は、各動物病院でご確認ください。)

! 狂犬病は、ほぼすべての哺乳類に
感染する病気であり、国内での発
症や蔓延を防止するため、法律で義務付
けられている注射です。違反した場合は、
20万円以下の罰金が課せられます。

サービス付き高齢者向け住宅 デイサービス併設

阿蘇山荘

▶ 終の棲家を目指します

- 隣接の坂梨ハートクリニックから充実した医療介護サービスをご提供します。
- 専任スタッフが24時間365日常駐。

25戸(透析の方も大丈夫)入居者・スタッフ募集中

お問い合わせ 受付時間 10:00~17:00(月~金) 9:00~12:00(土)

☎0967-32-5577

担当 藤本

医療法人 坂梨ハート会 さかなしハートクリニック

〒869-2307 阿蘇市小里249の2

広告

税の申告受付が変わります

☎ 税務課市民税係 ☎ 22-3148

10月1日の消費税率引き上げと軽減税率制度の実施に伴い、来年の住民税、国民健康保険税および確定申告受付が次のように変わります。

消費税・地方消費税の申告受付は税務署へ

軽減税率制度の実施に伴い、市役所で消費税を申告していた個人事業者は、税務署での申告に変わりました。取り引きごとの税率により区分経理を行い、帳簿等の整理をして申告してください。

住宅借入金等特別控除を受ける初年度の人の申告や、令和元年中に亡くなられた人の準確定申告なども税務署をお願いします。

☎ 阿蘇税務署 ☎ 22-0551 (音声ガイダンス)

確定申告のオンライン化により 利用者識別番号とマイナンバーが必須です

市役所と税務署のオンライン化により、申告受付の際は、利用者識別番号とマイナンバーが必須となりました。利用者識別番号は申告会場の受付時に担当者が取得しますが、マイナンバーカード・通知カードはお忘れなく持参してください。

また、これまで確定申告書に添付していた源泉徴収票や生命保険料控除証明書などは申告時の提示で済むようになりました(申告会場にはご持参ください)。ただし、住宅借入金等特別控除や肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける場合の肉用牛売却証明書はこれまでどおり添付してください。

申告に必要な領収書やレシート、販売証明や出荷明細書、営農通帳の記帳など申告に必要な資料を早めに確認しましょう。

農業など事業申告には収支内訳書が必要です

農業などの事業所得の申告受付時には、1年分の収入と経費を計算した「収支内訳書」が必要です。収支内訳書が作成されていない場合は申告の受付ができないことがあります。

申告する人は、1年分の領収書の仕分けや通帳からの経費の付け出し、経費の分類等を行い、収支内訳書を作成して申告会場にお越しください。日ごろから事業用の通帳をこまめに記帳し、領収書等を保管しておいてください。

令和元年分の農業所得にかかる収支内訳書は、昨年の申告内容に基づき、収支内訳書作成の案内を事前に郵送します。確認のうえ収支内訳書を作成してください。

その他の事業所得の人で収支内訳書が必要な場合は、税務課または各支所の窓口準備していますのでご利用ください。

申告会場は大変混雑します。
必要な資料は早めに準備して、
受付の迅速化にご協力をお願いします。



広報あそ 広告募集!

『広報あそ』ではページの下部に広告欄を設けています。令和元年11月号からの広告を受け付けていますので、会社やお店の宣伝にご活用ください。詳しくは総務課秘書広報係 ☎ 22-3111 まで。

広告掲載号	掲載料	サイズ	色	その他
令和元年11月号 ～令和2年4月号 (最大6カ月分まで まとめて申請可)	1枠あたり 10,000円 /月	縦5cm× 横17.5cm	黒・シアンの 2色 (Web版は フルカラー)	枠数は8枠/月。 掲載は申込受付先着順。 画像データ(Jpeg)またはAiファイルでの入稿。 申込・データ入稿は発行前月の10日まで。

ことし最後の住民健診(複合健診)が始まります

問一の宮保健センター ☎ 22-5088

生活習慣病やがんは、自覚症状がないまま進行しますので、定期的に健診を受けることが何よりも大切です。健診の費用を市が一部助成していますので、一般的な費用に比べお得に受けることができます。健診を受けてご自身の身体や生活習慣を見つめ直しましょう。

- 過去3年間に、秋の健診を受けたことがある人には健診セット(問診票など)を10月上旬に送付します。今回、初めて健診を希望される人は、事前にお申込みください。
- 子宮頸がん検診について
今年度20～49歳になる人(S45,4,2～H12,4,1生)は、阿蘇市指定医療機関で検診を受けることができます。指定医療機関で子宮頸がん検診をご希望の人は、必要書類をお渡ししますので事前に一の宮保健センターまでお申してください。
- 本年度すでに健診を受けた人は、重ねて受けることができません。

●健診日程

健診日	健診実施場所
11月4日(月)	一の宮保健センター
11月5日(火)	一の宮体育館
11月6日(水)	波野保健福祉センター
11月7日(木)	阿蘇体育館
11月8日(金)	一の宮体育館
11月9日(土)・10日(日)	阿蘇保健福祉センター
11月11日(月)・12日(火)	農村環境改善センター



これだけの負担で健診できます

●健診内容と自己負担額

健診名 (健診項目・内容)	対象者	自己負担額	実際にかかる健診料金	
30歳代健康診査 診察、血液・尿検査、心電図等	阿蘇市国保加入者で今年度30歳～39歳になる人(妊婦を除く)	500円	9,020円	
特定健康診査 診察、血液・尿検査、心電図等	阿蘇市国保加入者で今年度40歳～74歳になる人(妊婦を除く)	500円	9,020円	
後期高齢者健康診査 診察、血液・尿検査等	後期高齢者医療加入の人	800円	9,955円	
肝炎ウイルス検診 ※これまでに受診した方は対象外です	40歳以上の人(今年度41歳・46歳・51歳・56歳・61歳・66歳・71歳になる人は無料)	400円	2,530円	
前立腺がん検診 採血	50歳以上の男性	300円	1,683円	
胸部レントゲン検診	40歳以上の人(妊婦を除く)	300円	1,925円	
胃がん検診 バリウムを飲んでレントゲン撮影	40歳以上の人(妊婦を除く)	700円	4,840円	
大腸がん便潜血検査 2日分の便検査	40歳以上の人	300円	1,727円	
腹部超音波検診 上腹部の検査	30歳以上の人	600円	3,630円	
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(H10.4.2～H11.4.1生まれの人は無料)	600円	4,180円	
乳がん検診	乳房超音波検査	30歳以上の女性	400円	2,750円
	乳房レントゲン検査 マンモグラフィ	40歳以上の女性 (妊婦を除く・S53.4.2～S54.4.1生まれの人は無料)	800円	4,950円

10月から年金生活者支援給付金制度が始まります

☎ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145

年 金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。

●対象者

【高齢基礎年金受給者】

以下の要件をすべて満たしている人。

- ▷ 65歳以上
- ▷ 世帯員全員が市町村民税が非課税
- ▷ 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

【障害基礎年金・遺族基礎年金受給者】

- ▷ 前年の所得額が約462万円以下

【手続きに関するお問い合わせ】

ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145
給付金専用ダイヤル ☎ 0570-05-4092

●請求手続き

【平成31年4月1日以前からの年金受給者】

対象者には、日本年金機構から請求手続きの案内が9月上旬から順次届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し速やかに提出してください。

※12月末を過ぎて手続きをした場合、翌年2月からの支払いとなり、10月～翌年1月分の年金生活者支援給付金が受け取れなくなりますのでご注意ください。

【平成31年4月2日以降からの年金受給者】

年金の請求手続きと合わせて年金事務所または市役所ほけん課・各支所で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

開かれた市政を目指し「市政報告会」を開催します

☎総務課 秘書広報係 ☎ 22-3111

市 政がより身近なものになるよう、市長をはじめ副市長、教育長、各部長が市民の皆さまに直接お会いし、市が現在取り組んでいる諸施策を分かりやすく説明します。

どの会場にお越しいただいても構いません。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

開催地区	期 日	会 場
乙姫地区	10月 1日(火)	乙姫体育館
黒川・役犬原地区	10月 4日(金)	阿蘇小学校体育館
狩尾地区	10月 7日(月)	尾ヶ石東部体育館
永水・跡ヶ瀬・的石地区	10月 8日(火)	阿蘇西小学校体育館
山田地区	10月11日(金)	山田体育館
波野地区	10月16日(水)	波野保健福祉センター
内牧地区	10月17日(木)	農村環境改善センター
古城地区	10月24日(木)	古城公民館
中通地区	10月25日(金)	中通公民館
坂梨地区	10月28日(月)	坂梨公民館
宮地地区	10月30日(水)	就業改善センター

【時間はいつでも午後7時～午後9時】

にいなめさい
新嘗祭(献穀事業)へ献上する協力地区を募集します

問農政課 ☎ 22-3274

新嘗祭とは、毎年11月23日に天皇陛下が新穀を神々に供え、御自身も食される収穫と感謝の歴史的・伝統的な祭典です。

自治体やJAなどの関係団体で組織する準備委員会では、来年の新嘗祭に献上する米と粟を栽培する協力地区を募集します。

●応募条件

以下の地区・農家であること

- ▷ 稲作に意欲的で家庭的に円満な農家
- ▷ 地区集落の協力体制が得られる
- ▷ 生活排水が流れ込まないほ場
- ▷ 栽培管理はできるだけ有機減農薬に努める
- ▷ 献穀米・献穀粟栽培者は地区内の同一人物

※左記以外にも細かい条件がありますので、詳しくはお尋ねください。

●応募方法 農政課までお電話ください。

●募集期間 10月1日(火)～25日(金)

10月から上下水道料金を改定します

問水道課 管理係 ☎ 22-3196 住環境課 下水道係 ☎ 22-3169

消費税率の引上げに伴い、10月1日以降の上下水道料金は、新消費税率を適用します。法令による旧税率を適用する経過措置により適用開始日は次のとおりです。

※下水道使用料の計算方法は以下の計算方法からメーター貸付料を差引いた額になります。

●料金改定月

月分	請求月	使用期間	対象税率	消費税率
10月	11月	9月10日～10月10日	旧税率	8%
11月	12月	10月10日～11月10日※	新税率	10%

※使用期間は10日となっておりますが、検針期間は10日前後であるため各家庭で異なります。



●改定料金表

メーター 口径	メーター 貸付料	基本料金 (10㎡まで)	改定前		改定後	
			消費税 (8%)	合計金額 (消費税込)	消費税率 (10%)	合計金額 (消費税込)
13 [㍉]	40円	1,000円	83円	1,123円	104円	1,144円
20 [㍉]	90円		87円	1,177円	109円	1,199円
25 [㍉]	100円		88円	1,188円	110円	1,210円

10㎡を超える分についての計算

超過料金	1㎡毎	135円	10.8円	145.8円	13.5円	148.5円
------	-----	------	-------	--------	-------	--------

●水道料金改定後の例

例	今まで	これから
一般家庭 13 [㍉] 8㎡使用の場合	1,123円	1,144円
一般家庭 13 [㍉] 16㎡使用の場合	1,123円+ (6㎡×145.8円) = 1,997円	1,144円+ (6㎡×148.5円) = 2,035円
事務所等 25 [㍉] 28㎡使用の場合	1,188円+ (18㎡×145.8円) = 3,812円	1,210円+ (18㎡×148.5円) = 3,883円

特設行政相談所を開設します

☎ 総務課 総務係 ☎ 22-3111

全国一斉「行政相談週間」に合わせて、阿蘇市では行政相談委員による一日特設行政相談を開催します。
全国や地方自治体の行政に関する意見、要望などありましたら、お気軽にご相談ください。
 行政相談委員への電話相談は、いつでも受け付けています。

- **と き** 10月16日(水)
午前10時～午後3時
- **と ころ** 市役所 2階会議室

※相談は無料です。
 ※秘密は固く守られます。

行政相談委員



井 重男
☎ 22-3790



小野 真由美
☎ 32-2812



岩下 哲郎
☎ 24-2620

公用車を公売します

【お問い合わせ】
 教育課 学務係 ☎ 22-3229

- **公売日時** 11月12日(火)
 展示 9:00～10:30
 入札 11:00～11:30
 開札 入札終了後
- **公売会場** 市役所 2階会議室
- **入札保証金** 10,000円を持参ください。
- **落札者の代金納付期限**
 11月19日(火)午後3時まで

- **注意事項**
 - ・動作保証はしない。
 - ・代金納付は現金のみ。
 - ・入札開始前までに受付をすること。
 - ・落札者は売却決定日から3週間以内に登録抹消または名義変更を落札者の費用負担により行うこと。
- **その他必要なもの**
 - ・印鑑(代理人の場合は代理人の印鑑、法人の場合は代表者印)
 - ・代理人が入札する場合は委任状



車名	日野 レインボー	トヨタ コースター
定員	56人	23人
初年度登録	平成8年1月	平成6年6月
排気量	7.96L (7,960cc)	4.16L (4,160cc)
走行距離	429,808km (8月29日現在)	199,313km (8月29日現在)
車検	無し 平成31年1月9日満了	無し 令和元年7月16日満了
原動機の型式	J 08 C	1 HD
燃料	軽油	軽油
ナンバー	熊本 22 ゆ 339	熊本 22 す 1475
最低売却価格	75,000円	150,000円